会第5号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

提出者

三 浦 治 雄 辻 村 克 佐 野 高 典 山 田 和 告 石 田 祐 介 野田藤雄 大 野 和三郎 中沢啓子 西川勝彦 山田 実 沢田享子 梅村 正 蔦 田 恵 子

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例(昭和31年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「総務・政策常任委員会 9人」を「総務・企業常任委員会 10人」 「企業庁の所管に属する事項

に、「他の常任委員会の所管に属さない事項」を

に

他の常任委員会の所管に属さない事項」

改め、同項第2号中「生活文化・土木交通常任委員会」を「政策・土木交通常任委員会」に改め、同項第5号中「文教警察・企業常任委員会 10人」を「文教・警察常任委員会 9人」に、「公安委員会の所管に属する事項

を「公安委員会の所管に属する事項」に改める。

企業庁の所管に属する事項。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。